

平成25年度八富成田斎場管理運営連絡協議会会議概要

1. 開催日時

平成26年1月29日（水） 午後2時00分～午後2時45分

2. 開催場所

成田市花崎町760番地 成田市役所6階中会議室

3. 出席者

小泉会長(成田市長)

関根副会長(成田市副市長), 北村副会長(八街市長), 相川副会長(富里市長)

油田委員, 小山委員, 神崎委員・・・(成田市議会選出)

丸山委員, 山口委員・・・(八街市議会選出)

鈴木委員, 佐藤委員・・・(富里市議会選出)

成田市環境部長, 環境衛生課長, 環境衛生課主幹

八街市経済環境部長, 環境課長, 環境課斎場担当者

富里市市民経済環境部長, 環境課長, 環境課斎場担当者

4. 議題

- 1 平成25年度八富成田斎場維持管理費決算（見込み）について
- 2 平成26年度八富成田斎場維持管理費予算（案）について

5. 議事（要旨）

- ・ 議題1について、資料に基づき事務局から決算見込みの説明を行った。
委員からの質疑はなかった。
- ・ 議題2について、資料に基づき事務局から予算（案）の説明を行った。
議題2について出された意見は次のとおり。

（○意見や質問、◆意見や質問に対する回答）

○ 消費税の増税に伴う予算の増加という説明があったが、国に対し納税をしているのか。

◆ 契約している全ての委託料に増税分が含まれおり、間接的に納税されています。

○ 斎場は、地域にとって必要不可欠な施設であり、低い料金で利用できることが本来の姿である。国から、増税の際に地方消費税交付金として各自治体へ支給されるが、多くの住民が利用し、公共性が高い施設である事から、これを活用して料金改定することは妥当ではないと考えるがどうか。

◆ 消費税につきましては、国内における全ての商品の販売、サービスの提供等を課税対象とし、取引の各段階ごとに課税される税であります。地方公共団体の提供するサービスも課税対象となります。

消費税の転嫁を行わないことは、本来負担すべきである受益者の消費税を市税で肩代わりするものとなり、最終的には商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する消費者制度にそぐわない事から、使用料等への消費税の転嫁につきましては、消費税率の改正に合わせて実施したいと思います。

○ 国からはそのように通知や指導があったものと思われるが、しかしながら使用料に関しての消費税の上乗せは各自治体に任されていると思われる。地域になくなくてはならない施設であるので、やはり消費税の上乗せはいかなものかと思うのが、私の意見です。

○ 開設後22年目を迎えて、機能を維持しつつ時代に合った施設にしていかなければならないと思うが、今後の施設改修等をどのように考えているか。

◆ 施設全体に経年劣化が見られ、また高齢化社会を迎え利用の増加も見込まれるので、施設の利用に支障をきたさないよう配慮しながら、長期的な視野をもって事務レベルで改修計画を作成して、協議会で検討いただき改修を行っていきたいと思います。

○ 火葬炉や霊安室の増設も考えられると思うが、3市による施設であるので計画的に行っていただきたい。

6. その他

・資料に基づき事務局から消費税の増税に伴う式場使用料の改定について説明を

行った。

その他について、出された意見は次のとおり。

○ 年間の総額で、利用者はどのくらいの負担増になるか。

◆ 第1式場を利用した場合、1回で2,950円となり、平成26年度の予算で1,000件の利用を見込んでおりますので、単純に計算しまして295万円程の増額になると思われます。

○ 平成27年10月に消費税が10パーセントになると思われるが、その際にはまた料金改定が行われるのか。

◆ 今回と同様に改定されるものと思われます。

○ このような施設は使いやすいものとしなければならないが、住民へ負担を求めていくという解決の仕方はいかがなものか。住民に消費税を転嫁するのではなく、地方消費税交付金の中で対応していくべきではないか。消費税が更に増税されていくと、利用する側の負担も増えていく。景気の回復を多くの人が感じていないという報道もある。

このような中で、住民が消費税を課せられていくというのは大変な負担になるので、今回の料金改定は適切ではないと思われるがどうか。

◆ 消費税につきましては、国内における全ての商品の販売、サービスの提供等を課税対象とし、取引の各段階ごとに課税される税であります。地方公共団体の提供するサービスも課税対象となります。

消費税の転嫁を行わないことは、本来負担すべきである受益者の消費税を市税で肩代わりするものとなり、最終的には商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する消費者制度にそぐわないことから、使用料等への消費税の転嫁につきましては、消費税率の改正に合わせて実施したいと思います。

7. 傍聴

なし

8. 次回開催予定

平成27年1月下旬